

令和3年第2回岐阜県議会定例会

条例その他議案
説明資料

農林委員会

目 次

議第 4 4 号関係	農林	1
議第 4 5 号関係	農林	3
議第 6 3 号関係	農林	4

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

農政部農地整備課

- 1 かんがい排水事業について、保全合理化型事業のうち農地集積促進施設整備及び高収益作物導入促進施設整備事業並びに安全施設整備事業として行うものの分担金の額を定めるとともに、一般型事業（施設機能障害対策事業に係るものを除く）及び保全合理化型事業のうち前記以外の施設整備事業として行うものの分担金の額の引下げを行う。

○条例改正の背景

- 土地改良事業における地方公共団体の負担割合に関する国の指針（※）の一部改正（令和2年4月1日改正）に伴い、かんがい排水事業に係る分担金の区分及び額を当該指針の基準のとおり改定する必要がある。

※ 土地改良事業における地方公共団体の負担割合に関する国の指針

土地改良事業における国、都道府県及び市町村（地元）の標準的な負担割合を定めたもの（平成3年5月31日付け3構改第389号構造改善局長通知）

- 県営かんがい排水事業（農業水利施設等の保全対策）は、新たな「ぎふ農業・農村基本計画（R3～7）」の基本施策「県民の食を支える生産基盤の整備」に位置付けており、事業を着実に進める必要がある。

○条例改正の概要

＜事業費負担割合＞

（％）

区 分	改正内容				
	国	県		地元	
		改正前	改正後	改正前	改正後
一般型事業	50	25 → 29	25 → 21		
施設機能障害対策事業	50	35	15		
緊急整備型事業	50	25	25		
施設機能障害対策事業	50	35	15		
地域用水機能増進型事業	50	25	25		
一体的水利施設整備事業	50	20	30		
施設機能障害対策事業	50	35	15		
保全合理化型事業（施設整備事業に限る。）	50	27.5 → 31	22.5 → 19		
（急傾斜地帯又は中山間地域で行う場合）	55	27.5 → 30	17.5 → 15		
農地集積促進施設整備及び高収益作物導入促進施設整備事業	50	27.5 → 27.5	22.5 → 22.5		
（急傾斜地帯又は中山間地域で行う場合）	55	27.5 → 27.5	17.5 → 17.5		
安全施設整備事業	50	27.5 → 32	22.5 → 18		
（中山間地域で行う場合）	55	27.5 → 32	17.5 → 13		

2 ため池改修工事について、特別耐震対策として行うため池等整備事業に係る分担金の特例を廃止する。

○条例改正の背景

- ・ため池等整備事業のうち特別耐震対策（※）として行う事業が令和2年度で終了することに伴い、当該事業に係る分担金の特例を廃止する。

※貯水量10万立方メートル以上のため池のうち、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域において実施するもので、一定の条件を満たすもの

○条例改正の概要

＜事業費負担割合＞ (％)

区 分	改正内容				
	国	県		地元	
		改正前	改正後	改正前	改正後
大規模	55	25		20	
特別耐震対策（堤高15m以上）	55	40	→ -	5	→ -
特別耐震対策（堤高15m未満）	55	35	→ -	10	→ -
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m以上）	55	40		5	
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m未満）	55	35		10	
小規模	50	25		25	
特別耐震対策（堤高15m以上）	50	45	→ -	5	→ -
特別耐震対策（堤高15m未満）	50	40	→ -	10	→ -
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m以上）	50	40		10	
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m未満）	50	35		15	
中山間地域等	55	30		15	
特別耐震対策（堤高15m以上）	55	40	→ -	5	→ -
特別耐震対策（堤高15m未満）	55	35	→ -	10	→ -
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m以上）	55	40		5	
耐震対策及び豪雨対策（堤高15m未満）	55	35		10	

3 その他所要の規定の整理を行う。

○条例改正の概要

- ・棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の制定に伴い、土地改良事業に係る国の要綱が改正され、「中山間地域」及び「農業の生産条件が不利な地域」の定義に「指定棚田地域」が加えられたため、当該要綱の定義に合わせるもの

4 条例の施行の日

令和3年4月1日

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例について

林政部森林整備課

1. 趣旨

令和元年度に、森林環境譲与税を原資とする「岐阜県森林整備支援等基金」が設置され、担い手対策にも活用できる安定財源が確保されたことから、当該基金を廃止するもの

残余の額は、担い手対策に用途を限定することなく、一般財源として活用する。

<岐阜県森林整備担い手対策基金>

林業従事者の技術及び技能の向上並びに労働安全衛生及び福利厚生の実、林業労働力の確保の促進等森林整備の担い手に関する事業に要する資金に充てるためのもの

2. 施行日

令和3年3月31日

ぎふ農業・農村基本計画（R3-7）の策定について

農政部農政課

1 策定の必要性

- (1) 平成28年3月に策定した「ぎふ農業・農村基本計画」が令和2年度で終了するため、令和3年度からの新計画を策定する。
- (2) 人口減少の進展に伴う国内マーケットの縮小、頻発化・激甚化する自然災害や国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱、さらには、新型コロナウイルス感染症など社会情勢の変化に的確に対応するため。
- (3) 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の方向性を反映しつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策の具体的な取組を明示するため。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※新型コロナへの対応など情勢が大きく変わることを踏まえ、5年間の計画期間の中間年で必ず見直し（令和5年度末予定）。

3 計画の主な内容

【基本理念】

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり
～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

【基本方針】

- (1) ぎふ農業・農村を支える人材育成
- (2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり
- (3) ぎふ農畜水産物のブランド展開
- (4) 地域資源を活かした農村づくり

【重要テーマ】

「中山間地域を守り育てる対策」を設定し、重点対策を展開

4 主な目標指標

- (1) 担い手育成数 累計2,200人・経営体(R3～R7年度の5年間)
- (2) 地産地消率 20%(R1年度)→25%(R7年度)
- (3) ぎふ清流GAP実践率 –(R1年度)→35%(R7年度)
- (4) 飛騨牛の輸出量 51.7t(R1年度)→100t(R7年度)
- (5) 地域防災力の向上に取り組むため池数 累計270箇所(R3～R7年度の5年間)

5 観測指標（基本方針ごとの複数の取組による成果を把握する指標）

基本方針	観測指標
(1) ぎふ農業・農村を支える人材育成	中心農業経営体数 [2,740 経営体 (R1 年度)→3,000 経営体 (R7 年度)]
(2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり	食料自給率（供給熱量ベース） [24% (H30 年度：暫定)→29% (R7 年度)]
	農業産出額 [1,104 億円 (H30 年度)→1,104 億円 (R7 年度)]
(3) ぎふ農畜水産物のブランド展開	農畜水産物の輸出額 [15.5 億円 (R1 年度)→30 億円 (R7 年度)]
(4) 地域資源を活かした農村づくり	耕地面積 [55,700ha (R1 年度)→54,000ha (R7 年度)]

6 策定経過

令和 2 年 3 月	岐阜県農政審議会	< 諮問 >
令和 2 年 6 月～8 月	審議会計画策定部会（第 1～3 回）	
令和 2 年 9 月	岐阜県農政審議会	< 骨子案審議 >
	岐阜県議会	骨子案等説明会
令和 2 年 10 月	岐阜県議会	農林委員会
令和 2 年 11 月	審議会計画策定部会（第 4 回）	
令和 2 年 12 月～	パブリックコメントの実施（R2.12.14～R3.1.12）	
	審議会計画策定部会（第 5 回）	
令和 3 年 1 月	岐阜県農政審議会（書面開催）	< 答申 >
令和 3 年 2 月	岐阜県議会	< 議案上程 >